

2015年12月11日 全12頁

# 法律·制度 Monthly Review 2015.11

法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員 小林 章子

## [要約]

- 11 月の法律・制度に関する主な出来事と、11 月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 11 月は、日本郵政グループ 3 社が東京証券取引所に上場したこと (4 日)、バーゼル銀行監督委員会が市中協議文書「TLAC 保有」を公表したこと (9 日)、自民党税制調査会が総会を開催し、平成 28 年度税制改正の議論がスタートしたこと (20 日) などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成 している。

### ≪ 目 次 ≫

〇11 月の法律・制度レポート一覧	 2
〇11 月の法律・制度に関する主な出来事	 3
〇12 月以後の法律・制度の施行スケジュール	 5
〇今月のトピック	
上場株式等の相続税評価の見直し	 6
〇レポート要約集	 9
〇11 月の新聞・雑誌記事・TV 等	 12
〇11 日のウェブ掲載コンテンツ	 12

## ◇11 月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	頁数
4日	ちょっと「キーワード」 独禁法分野の「確約制度」 ~EUの確約(コミットメント)制度~	堀内 勇世	その他法律	3
11日	TLAC(G-SIBs の追加規制)の最終報告 ~【FSB】RWA 比 18%以上、 レバレッジ比率 6.75%以上の TLAC の維持へ~	鈴木 利光	金融制度	6
12 日	法律·制度 Monthly Review 2015.10 ~法律·制度の新しい動き~	小林 章子	その他法律	20
19日	上場株式等の相続税評価の見直し 〜金融庁、平成 28 年度税制改正要望〜	金融調査部	税制	8
25 日	TLAC 保有のダブルギアリング、Tier 2 控除? ~【BCBS 市中協議】ダブルギアリングに ならない部分の RW は 20%か~	鈴木 利光	金融制度	4
23 🗖	なるほどマイナンバー第 10 回 企業、金融機関、 行政機関のマイナンバー情報保護措置(1) ~保護措置の全体像、漏えいした場合の対応~	吉井 一洋	税制	5
27 日	なるほどマイナンバー第 11 回 企業、金融機関、 行政機関のマイナンバー情報保護措置(2) ~利用・収集・提供・保管の制限と廃棄・削除~	吉井 一洋	税制	7
21 口	なるほどマイナンバー第 12 回 企業、金融機関、 行政機関のマイナンバー情報保護措置(3) ~安全管理措置~	吉井 一洋	税制	6
30 日	なるほどマイナンバー第 13 回 企業、金融機関、 行政機関のマイナンバー情報保護措置(4) 〜外部委託の取扱い、特定情報保護委員会、罰則〜	吉井 一洋	税制	5



## ◇11 月の法律・制度に関する主な出来事

<b>◇</b> □ 月	の法律・制度に関する王な出米事
日付	主な出来事
	◇金融安定理事会 (FSB)、グローバルなシステム上重要な銀行 (G-SIB) のリストを
	更新。
3 日	○バーゼル銀行監督委員会 (バーゼル委)、「グローバルなシステム上重要な銀行
	(G-SIB)の選定に関する情報」を公表。
	◇総務省および内閣官房、マイナンバー制度実施本部設置。本部長は高市早苗総務相。
	◇経済産業省、「株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会」を設置し、11 月
	9日に第1回開催。座長は尾崎安央・早稲田大学法学学術院教授。株主総会招集通
4日	9 日に第1 国所催。産民は尾崎女子、千稲田八子広子子門院教技。林王総会招業題
	ないりまとめる予定。
	で取りまとめるアだ。   ◇日本郵政グループ3社、東京証券取引所に上場。
5日	◇バーゼル委、市中協議文書「中央清算されない証券金融取引に関する最低へアカットは開発しません。
	ト規制」を公表 (コメント期限は平成 28 年 1 月 5 日まで)。
	│◇法務省、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令案」を公表(12│
	月6日まで意見募集)。修正国際基準(JMIS)に従った連結計算書類の作成の許容
	等を定める内容。
6日	│◇証券監督者国際機構(IOSCO)、最終報告書「公開企業の監査を行う監査法人の透明│
	性」を公表。監査法人自身の透明性に関する報告、特に監査法人のガバナンス及び
	財務諸表監査における品質管理体制に関する報告を行う上で監査法人が採用する
	実務について検討する内容。
	◇FSB、グローバルなシステム上重要な銀行(G-SIBs)の総損失吸収力(TLAC)に係
9 日	る最終的な基準等を公表。
э Ц	◇バーゼル委、市中協議文書「TLAC 保有」を公表(コメント期限は平成 28 年 2 月 12
	日まで)。
	◇金融庁、「ディスクロージャーワーキング・グループ」(第1回)を開催。座長は神
	田秀樹・東京大学大学院法学政治学研究科教授。金融商品取引法・会社法・取引所
	規則による各開示制度の総合的開示に向けた検討等を行い、平成28年3月ごろを
	目途に報告書を取りまとめる予定。
	◇金融庁、「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件
	の一部を改正する件(案)」を公表(12月10日まで意見募集)。金融商品債務引受
10 🗖	業の対象取引から除かれる取引として、外国清算機関において清算し外国又は外国
10日	法人を参照するいわゆるクレジットデフォルトスワップ取引等を指定している金
	融庁告示の適用期限を平成28年6月30日まで延長する内容。
	◇バーゼル委、市中協議文書「簡素で、透明性が高く、比較可能な証券化商品の自己
	資本規制上の取扱い」を公表 (コメント期限は平成28年2月5日まで)。
	◇企業会計基準委員会 (ASBJ)、「IFRS 適用課題対応専門委員会」を設置し、第 1 回
	会合を開催。委員長は関口智和・企業会計基準委員会委員。
	◇IOSCO、最終報告書「CIS資産のカストディに関する基準」を公表。
44 -	◇消費者の財産的被害の回復裁判手続(いわゆる日本版クラスアクション)制度の施
11日	行日が、平成 28 年 10 月 1 日に決定。
	◇日本公認会計士協会 (JICPA)、「開示・監査制度の在り方に関する提言」を公表。
13 日	会社法と金融商品取引法の法定開示における財務情報の一元化および監査の実質
	的な一元化、株主総会開催日の柔軟な設定等について提言。
	◇政府の税制調査会、「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整
	理」を公表。個人所得税について若年層・低所得層の負担軽減を図る方向での所得
	控除見直し等。



	◇米国財務会計基準審議会(FASB)、金融商品の認識と測定に関する新基準を議決・
15 日	承認。株式の時価の変動は当期損益に計上。公開企業は 2017 年 12 月 15 日後に開
	始する事業年度から適用。非公開企業は 2018 年 12 月 15 日後に開始する事業年度
	(四半期等は 2019 年 12 月 15 日後)に開始する事業年度から適用。
17日	◇欧州証券市場監督局 (ESMA)、格付会社 (CRA) の格付手法等に関するディスカッシ
17 🗖	ョン・ペーパーを公表。
18日	◇米証券取引委員会(SEC)、いわゆる「ダークプール」に対する規制の見直し案を公
	表。
19 日	│◇国際会計基準審議会(IASB)、IAS 第 40 号「投資不動産」の修正案を公表(コメン
ТУП	ト期限は平成28年3月18日まで)。
	◇金融庁、平成 27 年金融商品取引法改正等に係る政令および内閣府令案を公表 (12
	月 21 日まで意見募集)。プロ向けファンドの出資者の範囲等についての規定。
	◇金融庁、「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)を公表(12月21
20日	日まで意見募集)。コーポレートガバナンス・コードの適用開始を踏まえた監督指
	針の改正、監査等委員会設置会社の記載の追加等の内容。
	◇自民党税制調査会、総会を開催し平成 28 年度税制改正の議論をスタート。消費税
	の軽減税率制度、法人実効税率の引下げおよび車体課税の見直し等を検討。
24 ⊟	◇金融庁、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフ
	オローアップ会議 (第3回)」開催。政策保有株式をめぐる論点について議論。
25 ⊟	│◇内閣官房、ウェブサイト「マイナンバー(社会保障・税番号制度)」のFAQを更
20 11	新。一般向けQ&Aおよび民間事業者向けQ&Aを各 20 問追加。
30 日	◇欧州委員会、目論見書指令の改正案を採択。
	◇ESMA、MiFIDⅡにおける複雑な負債性金融商品および仕組預金に関するガイドライ
	ンの最終報告書を公表。
	◇国税庁、所得税法等に係る法令解釈通達の一部改正を公表。NISA 及びジュニア NI
	SA に関する改正所得税法等の施行に伴い、譲渡所得等に関する取扱いの整備を行
	うもの。
	L · · ·



## ◇12 月以後の法律・制度の施行スケジュール

	日付	施行される内容
		◇2015 年の年間所得 2,000 万円超かつ 2015 年末の「総資産 3 億円以上ま
2015年	12月31日	たは有価証券等1億円以上」の者について、財産債務調書の提出義務開
(H27)	,,	始。
		◇NISA の年間投資限度額が拡大(年 100 万円→120 万円)
		◇公社債税制の抜本改正(申告分離課税化、上場株式等との損益通算など)
		の施行。
	1月1日	◇割引債の税制が発行時源泉分離課税(税率 18. 378%)から償還時源泉
		徴収(税率 20.315%)に改正。
		◇所得税の給与所得控除の上限が 245 万円から 230 万円に縮小。
		◇番号制度(いわゆるマイナンバー)の利用開始。
	3月31日	◇連結財務諸表(通期)について、修正国際基準(JMIS)の適用が可能に。
		◇国際課税について総合主義から帰属主義に改正。
2016年		◇法人事業税の外形標準課税部分が拡大(所得割は縮小)。
(H28)	4月1日	◇国境を越えた役務の提供(芸能・スポーツ等)への消費課税見直し。
(1120)	. , ,	◇ジュニア NISA の創設(正式な申し込み開始は 2016 年 1 月 1 日から)。
		◇労働者301人以上の企業について、女性の活躍推進に向けた事業主行動
		計画の策定を新たに義務づけ。
	7月1日	◇国民年金の納付猶予制度の対象者が、現行の 30 歳未満の者から 50 歳未
		満の者に拡大。
		◇短時間労働者の厚生年金・健康保険の加入要件が緩和。   ◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大 3,000 万円に引き上げ。
	10月1日	◇住宅取得等員金の贈与税非課税枠が最大3,000 万円に引き上げ。   ◇「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の一部改正法が施行。
		◇ 「犯罪による収益の移転的正に関する法律」の 「記録正法が施刊。   ◇消費者の財産的被害の回復裁判手続(いわゆる日本版クラスアクショ
		ン)制度が開始。
	1 - 1 -	◇所得税の給与所得控除の上限が 230 万円から 220 万円に縮小。
	1月1日	◇非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度が開始。
		◇国の機関について、マイナンバーを利用した情報連携を開始(予定)。
	1月	◇マイナンバーに関する情報提供システム「マイナポータル」利用開始(予
		定)。
	3月15日	◇個人番号(マイナンバー)を記載した所得税の確定申告書の初の提出期
2017年	0 7) 10 11	限。
(H29)		◇消費税率が 8%から 10%へ引き上げ。
(-12-7)	4545	◇繰越欠損金の使用制限を強化 (当期所得の 65%→50%)。
	4月1日	◇欠損金の繰越期間の延長(9 年→10 年)。
		◇公的年金の受給資格期間が 25 年から 10 年に短縮。   ◇矢会は活者支援終け会の支給関格
	7 🛭	◇年金生活者支援給付金の支給開始。   ◇地方自治体について、マイナンバーを利用した情報連携を開始(予定)。
	7月10月1日	◇地方日石体に りいて、マイナンハーを利用した情報連携を開始(アル)。    ◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大 1,500 万円に引き下げ。
	10月日	◇
2018年 (H30)	10万	◇   ◇   付着での預貯金への個人番号(マイナンバー)の紐づけ開始。
		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	9月30日	表示については税込価格での表示が義務付けられる。
	10月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大 1,200 万円に引き下げ。
		◇既存の証券口座等に係る告知の経過措置が終了。既存の証券口座等につ
	12月31日	いても、この日までに個人番号(マイナンバー)の告知が必要となる。
※ 百則 ト	44 5 0	↑ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

※原則として、11月30日時点で決定されている法令・規則等に則って記載している。税制・会計等の適用時期は、3月末決算法人の例を記載している。**今回新規に追加したものは太字で記載。** 



◇今月のトピック

上場株式等の相続税評価の見直し

金融广、平成 28 年度税制改正要望

2015年11月19日 金融調査部 保志泰、吉井一洋、鳥毛拓馬

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20151119\_010337.html

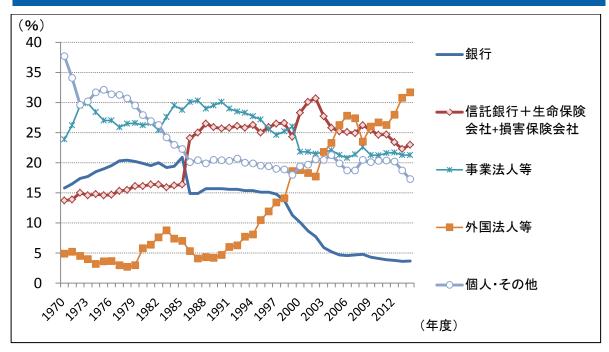
※図表番号は、引用元のレポートの図表番号と対応している。

#### 図表 1 上場株式の相続税評価の方法

次の①~④のうち最も低い価額で評価する。

- ①相続等(死亡)の日の最終価格
- ②相続等の日の属する月の毎日の最終価格の月平均額
- ③その前月の毎日の最終価格の月平均額
- ④その前々月の毎日の最終価格の月平均額
- ※1 最終価格とは、証券取引所(金融商品取引所)の終値をいう。国内の2以上の証券取引所に 上場されている株式については、納税義務者が選択した取引所の最終価格とする。
- ※2 相続等の日に取引がない場合、①の価格は相続等の日前後の直近の日の終値(2つある場合は平均値)による。
- ※3 相続等の日の属する月以前3ヵ月間に新株権利落や配当落がある場合は、評価にあたって権 利落等を考慮した株価の修正を行う必要がある。





### 図表2 主要投資部門別株式保有比率の推移(金額ベース)

- (注) 1985 年度以前の信託銀行は、都銀・地銀等に含まれる。
- (出所) 東証・名証・福証・札証「株式分布状況調査」より大和総研作成

#### 図表3 金融庁「平成28年度税制改正要望」上場株式等の相続税評価の見直し(下線筆者)

#### (1) 政策目的

他の資産との比較における相続税の負担感の差により、投資家の資産選択を歪めることがないよう、上場株式等の相続税評価について、所要の措置を講ずること。

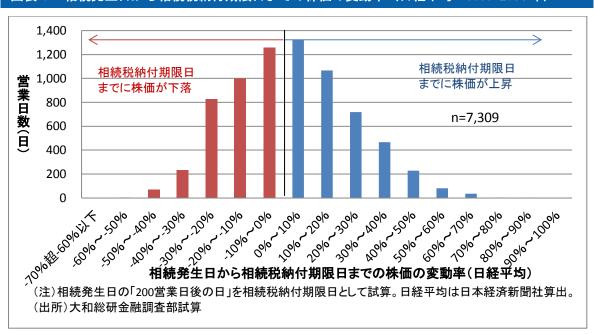
#### (2) 施策の必要性

上場株式や公募投資信託等(上場株式等)は、不動産等と比較して価格変動リスクの高い金融商品であるが、相続税の評価においては、原則として相続時点の時価で評価され、相続時から納付期限までの期間(10ヶ月間)の価格変動リスクは考慮されていない。このため、上場株式等は、他の価格変動リスクの小さい資産と比べ、相続税評価上の扱いが不利(相続税評価額が割高)となっている。当該相続税の負担感の差により、投資家の資産選択を歪めることがないよう、上場株式等の相続税評価の見直しを要望するものである。

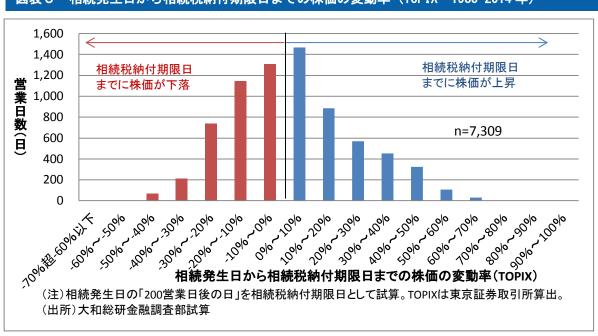
(出所)財務省



#### 図表 4 相続発生日から相続税納付期限日までの株価の変動率 (日経平均・1985-2014年)



#### 図表5 相続発生日から相続税納付期限日までの株価の変動率(TOPIX・1985-2014年)





## ◇レポート要約集

#### 【4日】

ちょっと「キーワード」 独禁法分野の「確約制度」

~EUの確約(コミットメント)制度~

独占禁止法の分野において、新たに「確約制度」の導入が検討されていると報道されている。

内閣府に設置された「独占禁止法審査手続についての懇談会」の 2014 年の報告書でも、E Uの確約制度が取り上げられ、検討を進めていくことが適当とされていた。

イメージ的には、公正取引委員会の指摘する独占禁止法上の懸念について、それを解消する 措置を事業者が自主的に申し出て、公正取引委員会が同意した場合、約束した措置の実施を その事業者に法的に義務付ける行政処分(確約決定)を行う制度ということになろう。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20151104\_010286.html

#### 【11日】

TLAC (G-SIBs の追加規制) の最終報告

~【FSB】RWA 比 18%以上、レバレッジ比率 6.75%以上の TLAC の維持へ~

2015年11月9日、金融安定理事会(FSB)は、グローバルなシステム上重要な銀行(G-SIBs) の総損失吸収力(TLAC)に係る最終的な基準(最終報告)を公表している。

最終報告は、リスク・アセット (RWA) 比の TLAC の最低所要水準を、2019年1月から16%、2022年1月からは18%としている。

また、最終報告は、2019年1月からは6%以上、2022年1月から6.75%以上のレバレッジ 比率 (TLAC ベース) の維持を求めている。

最終報告に対する評価としては、①バーゼル規制資本にTLAC 適格が認められたこと、② 預金保険制度の強靭性にかんがみRWA 比の 2.5%から 3.5%に相当するTLAC の算入が認められたこと、そして③持株会社による発行であればシニア債にTLAC 適格が認められたことの 3 点をもって、日本の G-SIBs にとっては今後の対応に関する目途が立ったということが可能である。

なお、シニア債をTLACに含めるためには、持株会社からの発行(借り換えを含む)が必要となるが、高い利回りを求める投資家の存在にかんがみ、マーケットへの影響は限定的であるものと思われる。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20151111\_010305.html

#### 【12日】

法律·制度 Monthly Review 2015.10

~法律・制度の新しい動き~

10月の法律・制度に関する主な出来事と、10月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

10月は、厚生年金と共済年金が統合され厚生年金に一元化されたこと(1日)、いわゆるマイナンバー法が施行され、マイナンバーの通知が開始したこと(5日)、環太平洋パートナーシップ(TPP)交渉について、日本・米国等の計12ヵ国が大筋合意に至ったこと(5日)、経済協力開発機構(OECD)租税委員会がBEPS行動計画に関する最終報告書を公表したこと(5日)などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。



http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20151112\_010313.html

#### 【19日】

#### 上場株式等の相続税評価の見直し

## ~金融庁、平成 28 年度税制改正要望~

金融庁は、「平成28年度税制改正要望」(平成27年8月)において、「上場株式等の相続税評価の見直し」を盛り込んだ。従来から日本証券業協会が要望していたが、10年ぶりに金融庁の要望に盛り込まれた。

上場株式等の相続税評価は、原則として時価で行われているが、その高い流動性がゆえに短期間で大きな価格変動リスクを負っている。にもかかわらず、不動産等の他の価格変動リスクのある資産と比較して不利な取り扱いになっており、家計の「貯蓄から投資へ」を進めようという政策を阻害する制度になっていると言える。

本稿では、相続発生日から相続税納付期限日までの株価の変動等を検証した結果、相続した 上場株式等の相続税評価額を市場価格の70%とすべきことを提言している。

仮に上場株式等の相続税評価額が市場価格の70%になるなど、市場価格より低い価額で評価されることになれば、相続に備えた家計の株式売却が抑制され、株式保有の後押しとなるだろう。また、相続人が相続した株式の全部または一部を売却せずに継続して保有するケースが増え、家計が株式持ち合い解消等の受け皿となり、その株式保有比率が上昇するとともに、家計の株式の長期保有に繋がることが期待される。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20151119\_010337.html

#### 【25日】

#### TLAC 保有のダブルギアリング、Tier 2 控除?

## ~【BCBS 市中協議】ダブルギアリングにならない部分の RW は 20%か~

2015年11月9日、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)は、市中協議文書「TLAC 保有」を公表している(コメント提出期限は2016年2月12日)。

"TLAC"とは、グローバルなシステム上重要な銀行(G-SIBs)の総損失吸収力(Total Loss-Absorbing Capacity)をいう。TLACについては、同じく2015年11月9日に、金融安定理事会(FSB)が、最終的な基準(最終報告)を公表している。

市中協議文書の目的は、最終報告が規定する「TLAC 保有のダブルギアリング規制」の明確化である。市中協議文書は、ダブルギアリング規制を、バーゼル規制資本への出資にとどまらず、TLAC 保有にまで拡張する旨提案している。

市中協議文書の適用対象は、バーゼル規制と同様に、「国際統一基準行」である。また、市中協議文書のいう「TLAC 保有」は、原則として、バーゼル規制資本に該当しない TLAC (TLAC 債) への出資のみを指す。

市中協議文書は、①議決権 10%以下保有先の TLAC 保有について自己の普通株式等 Tier 1 (CET 1) の 10%超相当分を Tier 2 から控除、②議決権 10%超保有先の TLAC 保有については全額を Tier 2 から控除する旨提案している。

なお、議決権 10%以下保有先の TLAC 保有のうち、ダブルギアリング規制の対象とならない部分、すなわち自己の CET 1 の 10%以下の部分のリスク・ウェイトを変更する旨の提案はなされていない。

市中協議文書は、最終報告と同様に、2019年1月からの適用を想定している。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20151125 010358.html



### 【25日】

なるほどマイナンバー第10回

企業、金融機関、行政機関のマイナンバー情報保護措置(1)

~保護措置の全体像、漏えいした場合の対応~

マイナンバーに対する国民への懸念に対応するため、マイナンバーだけでは各種の手続きができない仕組みとされている他、各種の保護措置が講じられています。今回は、マイナンバーの保護措置の全体像やマイナンバーが漏えいした場合の対応について解説します。

http://www.dir.co.jp/research/report/finance/mynumber/20151125\_010361.html

#### 【27日】

なるほどマイナンバー第 11回

企業、金融機関、行政機関のマイナンバー情報保護措置(2)

~利用・収集・提供・保管の制限と廃棄・削除~

マイナンバーに対する国民への懸念に対応するため、各種の保護措置が講じられています。今回は、企業、金融機関、行政機関等におけるマイナンバーの利用、収集、提供、保管の制限、不要となった場合の廃棄・削除の方法について解説します。

http://www.dir.co.jp/research/report/finance/mynumber/20151127\_010374.html

なるほどマイナンバー第12回

企業、金融機関、行政機関のマイナンバー情報保護措置(3)

~安全管理措置~

マイナンバーに対する国民への懸念に対応するため、各種の保護措置が講じられています。今回は、企業、金融機関、行政機関等が講じるべき安全管理措置について解説します。

http://www.dir.co.jp/research/report/finance/mynumber/20151127\_010375.html

#### 【30日】

なるほどマイナンバー第 13 回

企業、金融機関、行政機関のマイナンバー情報保護措置(4)

~外部委託の取扱い、特定情報保護委員会、罰則~

マイナンバーに対する国民への懸念に対応するため、各種の保護措置が講じられています。今回は、マイナンバーに関連する事務の外部委託の取扱い、特定個人情報保護委員会の役割と権限、不正利用の罰則について解説します。

http://www.dir.co.jp/research/report/finance/mynumber/20151130 010377.html



## ◇11 月の新聞·雑誌記事·TV 等

掲載誌名等•日付	タイトル等	担当者
日本証券新聞 (11 月 19 日付朝刊 1 面)	日本郵政上場とダブルギアリング	鈴木 利光
Bloomberg (11月19日配信記事)	HFT について	横山 淳
日経ヴェリタス (11 月 24 日付 46 面)	「相続は株で」実現するか	吉井 一洋
日本証券新聞(11月27日付朝刊1面)	上場株式等の相続税評価の負担見直し	吉井 一洋
KADOKAWA 「毎日が発見」 (12 月号)	2016 年から利用が始まる 知っておきたいマイナンバー制度 入門編	吉井 一洋

## ◇11 月のウェブ掲載コンテンツ

日付	タイトル	担当者
11 月 11 日 掲載	コラム:日本郵政上場とダブルギアリング http://www.dir.co.jp/library/column/20151111_010300.html	鈴木 利光
11月19日 掲載	コラム:金融審のディスクロージャーWG 開示制度の大改革 なるか? http://www.dir.co.jp/library/column/20151119_010328.html	吉井 一洋

